

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付要綱

(令和6年1月10日告示第10号)

(趣旨)

第1条 市長は、幼稚園教諭等の確保及び就業継続を図るために私立幼稚園の設置者が行う幼稚園教諭等の給与改善に要する経費について、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該設置者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、同法第2条第1項又は附則第6条の規定により国及び地方公共団体以外の者によって市内に設置されたもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であるもの（同法第3条第3項に規定する連携施設を構成するものを含む。）を除く。）をいう。

(2) 幼稚園教諭 幼稚園教諭の免許状を有する者であって、私立幼稚園の教諭として次のいずれかの勤務時間を満たすもの（非正規雇用である者及び法人の役員等を兼務している者を含み、当該私立幼稚園の設置者以外の者から給与を支給されている等の理由により補助金の交付の対象とすることが適当でない者として市長が別に定める者を除く。）をいう。

ア 1日6時間（有給休暇及び就業規則等で給与を支払うことを定めた特別休暇（以下「有給休暇等」という。）を取得した時間数並びに祝日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当することその他やむを得ない事由として市長が別に定める事由により勤務を要しなかった雇用契約書等で定める正規の勤務日（以下「正規勤務日」という。）をいう。以下同じ。）における就業規則等で定める正規の勤務時間（以下「正規勤務時間」という。）の時間数を含み、正規勤務時間外に勤務した時間数を除く。）以上かつ月20日（有給休暇等を取得した日数及び祝日等の日数を含み、正規勤務日以外の日数に勤務した日数を除く。）以上

イ 月120時間（有給休暇等を取得した時間数及び祝日等における正規勤務時間の時間数を含み、正規勤務時間外に勤務した時間数を除く。）

以上

- (3) 保育士 保育士資格を有する者であつて、当該私立幼稚園の職員として前号に規定する勤務時間を満たすものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金は、私立幼稚園の設置者又は運営者に対して交付するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業は、平日（私立幼稚園の休業日以外の日をいう。以下同じ。）及び長期休業中の双方において、原則8時間以上（平日については教育時間を含む。）及び年間220日以上の子園児の預かりを実施している私立幼稚園の設置者が幼稚園教諭及び保育士の給与を改善する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 3 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な人件費（幼稚園教諭及び保育士（以下「幼稚園教諭等」という。）の給与（本俸及び手当部分に限る。））に加算して支給するものに限る。次条第1項において同じ。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業の実施に必要な人件費の額とする。

- 2 前項の人件費の額の算定に当たっては、幼稚園教諭等1人の1月の勤務につき10,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園教諭等給与改善計画書
- (2) 給与規程又は給料表に類するもの
- (3) 収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助の条件)

第6条 規則第7条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受ける

こと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の額及び内容を定める給与規程又は給料表に類するものを書面で整備し、幼稚園教諭等にその額及び内容をあらかじめ明示すること。
- (6) 補助金の交付を受けたときは、各幼稚園教諭等の給与に加算して支給した額を明確に区分経理して当該各幼稚園教諭等の賃金台帳に記載すること。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるものについては、富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付
決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補
助金交付の対象となった事業が完了したときは、速やかに富里市幼稚園教諭
等人材確保事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添
えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園教諭等給与改善報告書
- (2) 補助事業に係る月の幼稚園教諭の賃金台帳の写し
- (3) 収支決算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書類の
審査を行い、その内容について適当と認めたときは、交付すべき補助金額を
確定し、富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付額確定通知書（別記第
4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、
前条の規定による通知を受領した交付決定者は、速やかに富里市幼稚園教諭
等人材確保事業補助金交付請求書（別記第5号様式）により市長に請求しな
なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、
規則第19条の規定による概算払により補助金を交付できるものとする。
- 3 請求者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、富里市幼
稚園教諭等人材確保事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）により市長

に請求しなければならない。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定により補助金の交付決定等がなされた事業については、この告示の規定は、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者 法人名
幼稚園名
代表者職・氏名

⑩

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業年度

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 経費所要額

5 交付申請額

6 事業期間

着手 年 月 日 完了 年 月 日

7 添付書類

- (1) 幼稚園教諭等給与改善計画書
- (2) 給与規程又は給料表に類するもの
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった 年度富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の額及び内容を定める給与規程又は給料表に類するものを書面で整備し、幼稚園教諭にその額及び内容をあらかじめ明示すること。
- (6) 補助金の交付を受けたときは、各幼稚園教諭等の給与に加算して支給した額を明確に区分経理して当該各幼稚園教諭等の賃金台帳に記載すること。

第3号様式（第8条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

交付決定者 法人名
幼稚園名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け指令第 号 で交付決定を受けた富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業に要した経費の総額 円
- 3 交付決定を受けた補助金の額 円
- 4 添付書類
 - (1) 幼稚園教諭等給与改善報告書
 - (2) 補助事業に係る月における幼稚園教諭の賃金台帳の写し
 - (3) 収支決算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付額確定通知書

達第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付で実績報告のあった 年度富里市幼稚園
教諭等人材確保事業補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定し
たので通知します。

記

交付確定額 円

第5号様式（第10条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

請求者 法人名
幼稚園名
代表者職・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号 で補助金の額の確定の通知を受けた富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

【振込先】

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本店 支店 出張所				
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

第6号様式（第10条関係）

富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

請求者 法人名
幼稚園名
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた富里市幼稚園教諭等人材確保事業補助金を、次のとおり概算払されるよう請求します。

概算払請求金額 円

概算払理由

【振込先】

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本店 支店 出張所				
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									